

留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準

平成27年3月31日

担当理事決裁

(募集停止期間の基準)

第1条 留学生借り上げ宿舎支援事業実施規程（以下「実施規程」という。）第15条に定める、募集を停止し、申請を受け付けない措置（以下「当該措置」という。）を行う期間（以下「募集停止期間」という。）については、原則として下表の基準によるものとする。

募集停止期間の基準

区 分		募集停止期間
1	申請又は報告に係る虚偽の記載，支援金の不正使用，その他不正行為が組織的かつ恒常的に行われている。	4年以上5年以内
2	申請又は報告に係る虚偽の記載，支援金の不正使用，その他不正行為が組織的又は恒常的に行われている。	2年以上3年以内
3	1又は2に該当しないが，申請又は報告に係る虚偽の記載，支援金の不正使用，その他不正行為が行われている。	1年以上2年以内

2 過去に当該措置を受けていない大学等に対しては、前項に規定する各区分の募集停止期間のうち最も短い期間を適用することとし、過去に当該措置を受けている大学等に対しては、前項に規定する各区分の募集停止期間のうち最も長い期間を適用することとする。

(機構による改善状況の確認)

第2条 募集停止期間終了後における最初の申請年次については、当該大学等の事務処理体制及び管理体制の改善状況を確認する期間（以下「確認期間」という。）を設けるものとし、確認期間の開始から終了までの間、機構は次の各号により、改善状況の確認を行った上、確認期間を解除するものとする。

- (1) 事務処理体制の改善状況を確認するための書類の徴収
- (2) 管理体制の改善状況を確認するための実地調査，ヒアリング
- (3) 再発防止に向けた報告書，誓約書等の徴収
- (4) その他当該措置の要因に応じて必要な改善事項の確認

(募集停止期間及び確認期間の延長)

第3条 実施規程第14条第2項に定める支援金の返還が未了の場合は、第1条の規定に拠

らず、返還が完了するまでの間、募集停止期間を5年以内の期間でさらに延長できるものとする。

2 第2条に定める確認期間中に、事業を適切に実施するための事務処理体制及び管理体制が確認できない場合は、確認期間をさらに1年延長できるものとする。

(募集停止期間及び確認期間に係る通知及び公表)

第4条 募集停止期間及び確認期間について次の各号に該当するとき、機構は当該大学等に対し、遅滞なく通知するものとする。

- (1) 実施規程第15条の規定により当該措置を講ずるとき
- (2) 第2条の規定により確認期間を開始するとき
- (3) 第3条第1項の規定により募集停止期間を延長するとき
- (4) 第3条第2項の規定により確認期間を延長するとき

2 第1項の規定により通知を行った場合、当該期間中、機構はホームページ上に当該大学等の名称及び当該措置の期間等を掲載し、当該大学等が募集停止期間中又は確認期間中であることを公表するものとする。